

令和3年1月29日開催

令和2年度
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日(金曜日)
午後1時30分～午後2時29分
2. 開催場所 燕市民交流センター 3階 多目的ホール
3. 出席委員(25名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
8番 笠原 久幸	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
10番 山田 直子	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
	20番 明田栄以知	29番 和田 正春

4. 欠席委員(4名)

欠席 4名 6番 江辺耕一、7番 川本敏夫、9番 廣野和夫、
19番 荻原一郎
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第25号 農地転用事実確認願について
報告第26号 農地の転用事実に関する照会について
報告第27号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

報告第 28 号 空き家に附属した農地の指定の解除について

(4) 議事

議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 56 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 59 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 60 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

議案第 61 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

3 番 原田國太郎 4 番 渡邊美代子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 6 番 江辺耕一委員、7 番 川本敏夫委員、19 番 荻原一郎より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 10 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 3 原田國太郎 委員及び</p> <p>議席番号 4 渡邊美代子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第 24 号から 28 号について、一括して事務局に報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 24 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>はじめに、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 210 番 勘新字前田の畑、1 筆、面積 46 m²、3 条売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 211 番 関崎字才取面の田、1 筆、面積 46 m²、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 212 番 関崎字才取面の田、1 筆、面積 36 m²、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 213 番 富永字新保境の田、1 筆、面積 330 m²、3 条売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 214 番 牧ヶ花字居浦の田、計 4 筆、面積 1,126 m²、耕作者都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 215 番 勘新字居浦の田、1 筆、面積 1,715 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 216 番 大曲字曾根の田他、計 2 筆、面積 1,433 m²、賃借人の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 217 番 東太田字割の田他、計 2 筆、面積 51.91 m²、平成 29 年の J A 転貸変更時に落としていた利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 218 番 大保字乗出の田他、計 20 筆、面積 16,541 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 219 番 米納津字大保の田他、計 2 筆、面積 618 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 220 番 野本字村附の田、1 筆、面積 1,267 m²、集落センター移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 221 番 熊森の田、1 筆、面積 10,000 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 222 番 国上字長辰の田他、計 3 筆、面積 2,857 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 223 番 五千石字南谷地の田、1 筆、面積 1,027 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 224 番 小中川の田他、計 6 筆、面積 23,640 m²、基盤強化法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 225 番 小中川の田、1 筆、面積 5,113 m²、利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 25 号、「農地転用事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号 8 番 小牧字脇畑の畑、1 筆、143 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 8 号、令和 2 年 12 月 21 日であります。</p> <p>受付番号 9 番 八王寺字堤添の畑他、計 2 筆、294 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 9 号、令和 2 年 12 月 22 日であります。</p> <p>受付番号 10 番 大曲字砂押の畑他、計 3 筆、162 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 10 号、令和 2 年 12 月 24 日であります。</p>

事務局	<p>受付番号 11 番 灰方字筒東の畑他、計 3 筆 613 m²、転用目的は倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 11 号、令和 2 年 12 月 24 日であります。</p> <p>受付番号 12 番 灰方字筒東の畑、1 筆 297 m²、転用目的は工場、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 12 号、令和 2 年 12 月 24 日であります。</p> <p>次に、会長報告第 26 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 10 番 小中川字境浦の畑、計 2 筆、436 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 11 番 東太田字上筒丸の田、計 2 筆、424 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、令和 2 年 9 月 30 日、農地法第 5 条、宅地造成、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 12 番 四ツ屋字前畑の畑、1 筆、245 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 13 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、108 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 14 番 柳山字前畑の畑、計 2 筆、478 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、なお 1 筆は 2 ㍓未満の農作業所であることから届け出の対象と判断しております。原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 15 番 杉名字杉名の田、計 2 筆、558 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、昭和 42 年 1 月 23 日、農地法第 5 条、住宅・倉庫・車庫、原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 27 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 3 番 五千石字堤下の畑 142 m²のうち、4.0 m²、転用の目的は無線基地局の設置、地域としては、用途区域内であります。位置図は議案資料 1～2 頁をご覧ください。 アンテナ柱の高さは 14.7m、基礎の寸法は、2.0m</p>

	<p>×2.0mで4.0㎡が転用面積となります。</p> <p>受付番号4番 水道町三丁目の田844㎡のうち、4.0㎡、転用の目的は無線基地局の設置、地域としては、用途区域内であります。位置図は議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>構造は番号3番と同じで、アンテナ柱の高さは14.7m、基礎の寸法は、2.0m×2.0mで4.0㎡が転用面積となります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第28号、「空き家に附属した農地の指定の解除について」であります。</p> <p>受付番号1番 長辰字辰ノ口の畑、1筆、201㎡、指定日は令和2年9月30日議案第30号、指定解除の事由は「空き家を取得した者が指定農地を取得した」ためであります。</p> <p>また、取得については令和2年12月総会で農地法第3条許可済であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号37番 富永字新保境の田、1筆、面積330㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料5頁をご覧ください。</p> <p>受付番号38番 又新字野ノ下の原野、1筆、面積42㎡、契約内容は贈与、位置図は同じく議案資料5頁になります。</p> <p>受付番号39番 小中川の畑、1筆、面積338㎡のうち337.93㎡、契約内容は地役権、位置図は議案資料6頁をご覧ください。元々設定されていた「地役権」を圃場整備による換地登記時に再設定しなかったため、改めて設定するものであります。</p> <p>地役の設定については、受付番号39番から46番まで同様の理由によるものでありますので、40番以降は面積のみ読み上げさせていただきます。</p>

<p>議 長</p> <p>伊藤委員長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>受付番号 40 番 小中川の畑、1 筆、面積 335 m²のうち 330.03 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 41 番、小中川の畑、1 筆、面積 337 m²のうち 324.30 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 42 番 小中川の畑、1 筆、面積 336 m²のうち 322.75 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 43 番 小中川の畑、1 筆、面積 336 m²のうち 322.15 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 44 番 小中川の畑、1 筆、面積 334 m²のうち 328.81 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 45 番 小中川の畑、1 筆、面積 336 m²のうち 336.00 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 46 番 小中川の畑、1 筆、面積 3,082 m²のうち 2,668.99 m²、地役権の設定であります。</p> <p>受付番号 47 番 笈ヶ島字笈掛石の畑、1 筆、面積 264 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 48 番 勘新字前田の畑、1 筆、面積 46 m²、契約内容は売買、対価は 10 万〇円、位置図は同じく議案資料 7 頁になります。</p> <p>受付番号 49 番 小中川字本地浦の畑、計 3 筆、面積 359 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されておりますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>1 月 22 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会を開催し、委員 1 名の欠席により 12 名で審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」13 件、異議がなかった事を報告致します。</p> <p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とすることで、異議ありませんか。</p>
---	---

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 56 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 56 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明します。 <p>受付番号 12 番 五千石字大谷地の田、計 2 筆、1,139 m²のうち 325 m²、計画者及び転用目的に変更ありません。</p> <p>位置図、土地利用計画図は、議案資料 9～10 頁をご覧ください。11 月定例総会で、一時転用の許可を得ている工事の完了時期が、3 月 16 日に変更となったことに伴い、一時転用の期間を延長するものであります。</p> <p>県営事業（排水路改修）の変更に伴うものであることから、変更承認はやむを得ない、と判断されるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
伊藤委員長	審査の結果、計画変更承認 1 件、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認することで、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。 <p>受付番号 10 番 水道町三丁目の田、1 筆、面積 348 m²、転用目的は</p>

	<p>離れ家、完工済であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 11～12 頁をご覧ください。住宅に隣接する農地に、先代と協議の上で建築していたものであります。</p> <p>併せて申請者から始末書が提出されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>なお、申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 11 番 柚木字居掛の田、1 筆、面積 1,018 m²、転用目的は集合住宅（1 棟 10 戸）、令和 3 年 7 月 31 日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 13～14 頁をご覧ください。経営の安定を図るため、集合住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>事前審査会では、1 件の始末書を事務局が読み上げ、確認をしました。審査の結果、農地法第 4 条申請 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を</p>

<p>事務局</p>	<p>議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号 80 番 物流センター三丁目の田、計 9 筆、面積 8,240 m²、転用目的は産業用地造成、契約内容は売買。令和 3 年 10 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 15～16 頁をご覧ください。産業誘致の必要性から、工業用地の造成をおこなうものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 81 番 野本字村附の田、1 筆、面積 1,267 m²、転用目的は集落センター、契約内容は売買。令和 3 年 12 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 17～18 頁をご覧ください。県道：燕・分水線の拡幅工事に伴い、集落センターの移転先として転用するものであります。</p> <p>申請地は、第 1 種農地に連たんしていますが、三方を宅地に囲まれていることから、営農に影響は無いこと。また、県道拡幅に伴う収用法適用により移転が必要となった施設は、居住する者の日常生活上必要な施設であることから、許可可能（不許可の例外）であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 82 番 小高字内畑の田、計 5 筆、面積 2,422 m²、転用目的は宅地分譲（12 区画）、契約内容は売買。令和 3 年 5 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 19～20 頁をご覧ください。事業拡大のため、12 区画の宅地分譲用地を造成するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 83 番 小関字大通の田他、計 21 筆、面積 17,290 m²、転用目的は事務所・工場・露天駐車場（110 台）、契約内容は売買。令和 6 年 3 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 21～22 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>ください。他業種との連携による新規事業を立ち上げるため、2社が同時に新社屋を建築するうちの1件目の申請であります。</p> <p>申請地は、地域未来投資促進法の規定に基づく重点促進区域となっており、土地利用調整区域において同法に規定する施設を整備する場合は、第1種農地であっても許可可能（不許可の例外）であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、許可はやむを得ないと判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 84 番 小関字大通の田他、計 6 筆、面積 3,930 m²、転用目的は事務所・工場・露天駐車場（39 台）、契約内容は売買。令和 5 年 3 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 23～24 頁をご覧ください。番号 83 番の申請者と連携し新規事業を立ち上げるため、新社屋を建築するであります。</p> <p>申請地は、地域未来投資促進法の規定に基づく重点促進区域となっており、土地利用調整区域において同法に規定する施設を整備する場合は、第1種農地であっても許可可能（不許可の例外）であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、許可はやむを得ないと判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 85 番 笈ヶ島字興野前の田、1 筆、面積 72 m²、転用目的は店舗兼作業場、契約内容は売買。令和 3 年 6 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 25～26 頁をご覧ください。事業拡大のため、既存の宅地との一体利用により新たな店舗兼作業所を建築するものであります。</p> <p>申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地と判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 伊藤委員長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>事前審査会では、受付番号 80 番、83 番、84 番の3件について、現地</p>

議 長	<p>確認し、事務局から説明をうけました。審査の結果、農地法第5条申請6件、異議がなかった事を報告致します。</p> <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に、議案第59号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第59号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号27番 小中川の田、計7筆、面積24,711㎡、対価は〇円。 移転時期は令和3年2月22日。引渡し時期は令和3年2月26日。位置図、土地利用計画図は、議案資料27頁をご覧ください。</p> <p>受付番号28番 三王淵字佐ノ田の田他、計2筆、面積2,158㎡、対価は〇円。位置図、土地利用計画図は、同じく議案資料27頁になります。</p> <p>受付番号29番 次新の田、1筆、面積1,877㎡、対価は〇円。位置図、土地利用計画図は、議案資料28頁をご覧ください。</p> <p>受付番号30番 笈ヶ島字笈掛石の畑、1筆、面積150㎡、対価は〇円です。位置図、土地利用計画図は、同じく28頁になります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権設定であります。議案22頁をご覧ください。</p> <p>受付番号47番 八王寺字堤添の田他、計4筆、面積861㎡、10年の使用貸借で、株式会社が借り受けるため、解除条件付きの契約となります。</p> <p>受付番号48番 三王淵字下谷地の田、1筆、面積1,319㎡、1年の使用貸借であります。</p>

	<p>受付番号 49 番 三王淵字前田の田、1 筆、面積 3,000 m²、10 年の再設定、対価は記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転 4 件、利用権の新規設定 2 件、再設定 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 60 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 60 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の 24 頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 307 番 大曲字曾根の田、計 5 筆、面積 4,960 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、7 年の集積計画であります。31 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 343 番 横田字オミワケの田他、計 10 筆、面積 23,055 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 10 年 2 月 5 日までの 7 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>

事務局	<p>続いて、5年の集積計画であります。32頁をご覧ください。</p> <p>受付番号344番 国上字太田前の田、計4筆、面積8,406㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和8年2月5日までの5年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。33頁になります。</p> <p>10年の配分計画であります。</p> <p>受付番号151番 大曲字曾根の田、計5筆、面積4,960㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和13年2月5日までの10年であります。以下お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、議案40頁をご覧ください。</p> <p>終期が令和10年2月までの7年の配分計画であります。</p> <p>受付番号180番 横田字オミワケの田他、計10筆、面積23,055㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和10年2月5日までの7年であります。</p>
事務局	<p>続いて、議案41頁をご覧ください。</p> <p>終期が令和8年2月までの5年の配分計画であります。</p> <p>受付番号181番 国上字太田前の田他、計6筆、面積9,749㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和8年2月5日までの5年であります。</p>
事務局	<p>続いて、議案42頁をご覧ください。配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号16番 熊森の田、1筆、面積2,004㎡、利用権の移転を受ける者の設定期間は、令和10年12月31日までの8年であります。</p> <p>受付番号17番 五千石字大谷地の田、計2筆、面積999㎡、利用権の移転を受ける者の設定期間は、令和9年12月31日までの7年であります。</p> <p>なお、集積及び配分計画に伴う関係委員の案件は、ありませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画42件、異議がなかった事、また、配分計画33件、配分計画の移転2件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審</p>

	<p>議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり集積計画は原案どおり「決定」する事、また配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり集積計画については、原案どおり決定する事、また、配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 59 号、議案第 60 号の案件につきましては、2 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第 61 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 61 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>本日の計画の変更は、農振の編入、除外各 1 件についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、整備計画作成の担当課である農政課の担当者より説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
農振担当	<p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>(平澤主事、説明) (農政課、説明終了)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>事前審査会では、担当者より農振の編入・除外について説明がありました。審査の結果、燕市農業振興地域整備計画の変更 2 件について、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第10回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後2時29分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月29日

総会議長

本井 紅登志

議事録署名委員

原田 周太郎

議事録署名委員

渡邊 美代子
